

地域再生計画

1 地域再生計画名称

『連携・安心による因幡のまちづくり』

2 地域再生計画の作成主体の名称

鳥取県、鳥取市

3 地域再生計画の区域

鳥取市及び鳥取県岩美郡岩美町の全域

4 地域再生計画の目標

当該地域は、鳥取県東部に位置し、北部は日本海に接し、南部は中国山地に面した豊かな自然あふれる地域である。当該地域には日本有数の観光地である「鳥取砂丘」、「浦富海岸」を擁する「山陰海岸国立公園」をはじめ、「岩井温泉」・「鳥取温泉」などの温泉地、「旧美敷水源地水道施設」などの国重要文化財、さらに「わらべ館」・「因幡万葉歴史館」・「山陰海岸学習館」などの観光施設も多数有している。

一方、豊かな自然を背景として、鳥取港で水揚げされる全国屈指の知名度の「松葉かに」、福部町の「砂丘ラッキョウ」、「二十世紀梨」さらには産地指定や、地域ブランドの認定を受けた各種野菜の栽培など農・水産業も盛んである。

また、鳥取市は、平成16年11月1日に9市町村が合併し、山陰初の20万都市として新しくスタートし、「夢があり誇りのもてる20万都市」を目指し、新市として一体感のあるまちづくりを進めており、この中で「広域交流観の展開」、「新たな農林水産業の振興」などをビジョンの柱として掲げている。

併せて、農林水産業の維持・振興のために物流の高速化は重要であり、新鮮で大量の農作物等の運搬は、生産経費の低減、販売エリアの拡大、消費者への安全性及び安心度を高め、より一層の購買意欲をかき立てることなどが大いに期待される。一方、多数の観光資源を有するものの、近年の観光客数の減少は地場産業及び地域住民の意欲減退を招き、地域の活力を損なう一因となっている。

このため、これら観光資源をネットワーク化し、より魅力ある観光エリアの創成を推進しているところであるが、折しも平成21年10月に山陰海岸国立公園を中心とするエリアが世界ジオパークネットワークの国内候補地に選定され、日本を代表する地質遺産としての評価を受けたことを追い風に、さらなる観光客の増加、滞在時間の延長等を誘導し、かつ人的交流及び物流の活発化へ繋げることにより、地域の活性化に寄与することが期待される。

このように人的交流及び物流の活性化に寄与する基盤としての道路は、近年の異常気象による土砂崩落、冬期豪雪等で通行規制を余儀なくされるなど、産業発展のさまざまな妨げになるばかりでなく、地域住民の生活に支障が生じることがある。幹線道路及び生活道路は、すべての生活の生命線であるものの、自然災害を予防することは困難であるため、その代替道路の整備が期待されている。

このため、平成17年度から地域再生計画「あんしん・連携による因幡のまちづくり」のもと、岩美町高住から鳥取市美敷までの岩美広域農道と、鳥取市美敷地内において岩美広域農道から市道高岡美敷線間を接続する市道美敷線の整備を行ってきたが、一部区間が未整備のため完全な整備効果を発揮するには至っていない状況となっている。

時期を得て、近畿・山陽方面を結ぶ中国横断自動車道姫路鳥取線が供用を開始し、但馬・丹後地方を結ぶ鳥取豊岡宮津自動車道や山陰地方を結ぶ山陰道の整備も順次行われており、岩美広域と市道美敷線の一体的な整備により、当該地域はこれらの地域を結ぶ観光・物流ネットワークを強化し、さらに地域住民に安心した生活に資することとする。

（目標 1）農業生産の集出荷の改善

農業施設への集出荷の改善（距離短縮、運搬車種の大型化）並びに生産資材、堆肥の導入の改善。将来的には山陰道や姫路鳥取線、鳥取豊岡宮津自動車道とアクセスし、流通の高速化への対応が可能となる。

高住～梨選果場の運搬時間の短縮 【現況 29 分→目標 19 分】

（目標 2）観光振興

多数の観光拠点を結ぶネットワークとして広域的に道路網が整備されることにより、拠点間の移動時間の短縮や渋滞を緩和させることが可能となり、「もう一箇所観光できる」という意識を派生させ、かつ滞在時間の延長等を誘導することができる。

国道 9 号（岩美町内）～因幡万葉歴史館の移動時間の短縮
【現況 29 分→目標 19 分】

（目標 3）緊急時の代替道路

台風等の大雨により県道鳥取福部線が通行不能となった際の代替道路としての役割を果たす。

塩見川の氾濫により県道が通行不能となった場合の新たな代替路となる。
【年のべ 2 日程度発生】

（目標 4）交通事故の減少

広域農道等を利用することにより、通過する主要交差点（交差道路幅員 5.5 m 以上）が減少するため、事故が起こる要因を減らすことが出来る。

主要交差点数の減少 【現況 7 箇所→目標 2 箇所】

5 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

鳥取市東部区域（旧国府町、旧福部村）及び岩美町を結ぶ『岩美広域農道』と『市道美歎線』を整備することにより、観光・物流の活性化を図るほか、幹線道路の通行不能時の代替や交通事故の減少も期待され、地域住民の安心した生活の確保を図る。

（5-2）法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

道路整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 広域農道：事業採択を昭和57年4月5日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、昭和57年12月7日に確定している。
- ・ 市道：道路法に規定する市道に昭和57年8月31日に認定済み。

施設の種類（事業区域）、事業主体

- ・ 広域農道（鳥取市、鳥取県岩美郡岩美町） 鳥取県
- ・ 市道（鳥取市） 鳥取市

事業期間

- ・ 広域農道（平成22年～平成24年）
- ・ 市道（平成23年～平成26年）

整備量及び事業費

- ・ 広域農道（L=855m）
- ・ 市道（L=740m）
- ・ 総事業費 645,000 千円（うち交付金 322,500 千円）

広域農道	525,000 千円（うち交付金	262,500 千円）
市道	120,000 千円（うち交付金	60,000 千円）

(5-3) その他の事業

【道路関係】

鳥取豊岡宮津自動車道（鳥取県）、山陰道（国土交通省）の建設と連携して地域内連絡時間の短縮を図る。

【観光関係】

各地に広がる観光商品の連携と地域受け皿組織の育成（鳥取市）、各観光拠点における新商品開発（鳥取市）との相乗効果で観光振興を図る。

【農業関係】

岩美町坂上地区のほ場整備（岩美町）、農業機械の共同購入（岩美町銀山地区）、二十世紀梨の品種改良（鳥取県）・販売促進と連携して農産物運搬の効率化・特産品の振興を図る。（鳥取いなば農協）

（ ）は事業主体

6 計画期間

平成22年度～平成26年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標について、各事業主体が共同で事業完了時に調査を行い状況を把握・公表すると共に、4に掲げる目標数値と照らし合わせ達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし